

報告第4号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

令和2年4月30日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

豊川市長 竹本幸夫

豊川市条例第20号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の2の2を附則第5条の2の3とし、附則第5条の2の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第5条の2の2 第8条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続を定めるものである。
附則第5条の2の2	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請に不備があった場合の訂正期限を20日と定めるものとする。